

第5章 危険性及び有害性等の情報の提供

5. 1 危険性及び有害性等の情報の提供

元方事業者は、関係請負人が安全衛生関係法令の遵守のために必要な指導を行うことに加え、労働安全衛生法第31条の2により、化学物質を製造し又は取り扱う化学設備、特定化学設備及びそれらの付属設備の改造、修理、清掃等のために、その設備を分解または内部に立ち入る作業の仕事の「注文者」は、その仕事の請負人の労働者の労働災害防止のために「必要な措置」を講じなければならない。

ここで「注文者」とは作業の仕事を発注する者であり、化学会社（元方事業者）および関係請負人を使用する上位の関係請負人が該当する。

また「必要な措置」とは、化学設備と特定化学設備に関する危険物、特定化学物質等の情報を文書の交付により作業前に提供することである。

表5. 1 危険性及び有害性等の情報提供

	注文者が作成し交付する文書に記載されるべき事項	情報提供の具体的な内容（例）
①	当該設備で製造又は取り扱っている化学物質の危険性・有害性	MSDS（Material Safety Data Sheet）の交付
②	仕事の作業において安全衛生上注意すべき事項	作業前確認事項とその手順、作業工程、検知器の種類と警報、着用する保護具の種類、確認責任者と確認のルール、廃棄物発生時の連絡・措置等
③	仕事の作業について安全衛生を確保するために注文者が講じた措置	電源開放やバルブ遮断箇所の明示、仕切り板取付け、置換方法や時間、作業開始の合図・連絡の取組み、立入禁止措置等
④	当該化学物質の流出その他の事故が発生した場合に講じる応急措置について	空気呼吸器等保護具の配置・数量、洗浄水等の場所、緊急連絡場所及び手段、緊急遮断方法、避難場所、緊急連絡図等

この危険性及び有害性等の情報の提供は、「製造業元方指針」第2の9に図5. 2のとおり示されている。化学会社は注文者であり、自らも現場作業をし、その他の作業を協力会社に請け負わせている場合は元方事業者でもあり、この情報提供の義務がある。すなわち化学会社は、注文者としてまた元方事業者として、情報提供の義務があることになる。

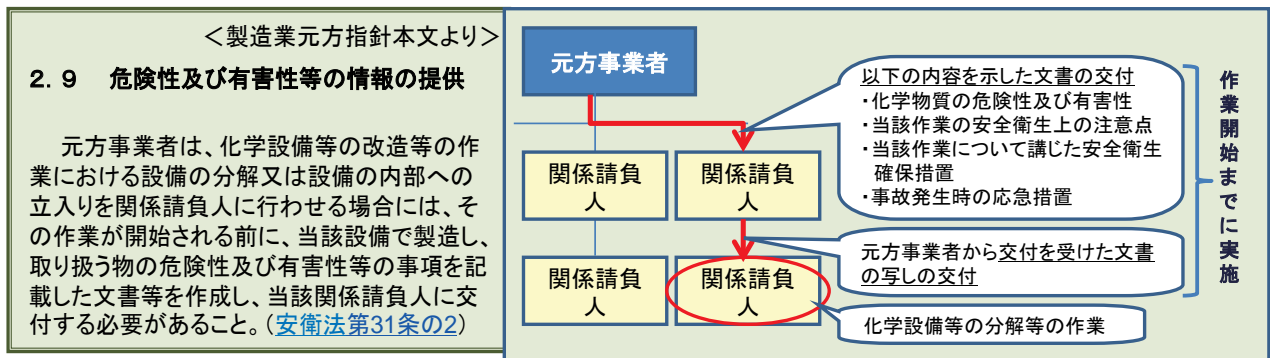


図5. 2 危険性及び有害性等の情報提供

現場向けには、MSDS 他の情報を 1 シートに簡潔にまとめ、作業上の注意点や、誤って吸引したり目に入った場合等取るべき応急措置等を具体的にわかりやすくまとめるとよい。

安全データシート		× × 課	1
物質名	アクリロニトリル(CH ₂ =CHCN) 弱刺激臭	性状	急性毒性物質、引火性物質
取扱の注意点	取扱は直接人体に触れないように適切な保護具を着用し作業する、又引火性物質の為、火気には十分注意し、人体、周辺に異常を感じたら直ちに作業をやめその場を離れ作業責任者、管理責任課に報告する。		
保護具	ゴーグル又は保護眼鏡・ゴム手袋・場合により防毒マスク(有機ガス用または青酸用)又はエアークリーンマスク		
有害危険性	吸引、接触、飲み込んだ場合容易に吸収され急性中毒を起こす、又被液してそのまま放置すると局部に炎症を起こす、引火点-6度の極めて引火しやすい液体である。		
応急処置	目に入った場合	直ちに多量の水で30分以上洗眼し、その後速やかに医師の診断を受ける。	
	皮膚に付いた場合	直ちに付着した衣類、靴を脱がせ接触部を多量の水で30分以上洗い流す、その後速やかに医師の診断を受ける。(症状として約5分でヒリヒリ痛くなる)	
	飲み込んだ場合	被災者に微温湯を与えるなどして吐かせる、その後速やかに医師の診断を受ける。(備考として吐かせた後にチオ硫酸ナトリウム溶液にてうがいをさせる方法もある)	
	吸引した場合	直ちに新鮮な空気のある場所に移し、保温し安静にさせる、出来れば酸素吸入を行う、その後速やかに医師の診断を受ける。	

図 5. 3 危険性及び有害性等の情報提供の事例 1

図 5. 4 注: 個々の化学物質について、危険有害性の各項目ごとに GHS による分類を行い、その結果に基づいて、絵表示(※1)や注意喚起語(※2)等を含むラベルや MSDS(化学物質等安全データシート)を作成・交付することとなった。ここではアセトンが引火性液体であること、特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)があること、吸引性呼吸器有害性等があることから、この絵表示がなされている。

GHS とは Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)の略号である。化学品の危険有害性を国際的に統一した一定の基準に従って分類し、その結果をラベルや MSDS に反映させ、災害防止および人の健康や環境の保護に役立てようとするものである。

アセトン	CAS No. 67-64-1
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">※1</div>	
危険 ※2	
危険有害性情報： 引火性の高い液体及び蒸気、眼刺激 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い 眠気及びめまいのおそれ	呼吸器への刺激のおそれ 長期又は反復ばく露による血液の障害のおそれ 飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ
注意書き： 【安全対策】 使用前に取扱説明書を入手する。すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わない。 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざける。一禁煙。 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。 静電気放電や火花による引火を防止する。 個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 容器を密閉しておくこと。 【救急処置】 火災の場合には適切な消火方法をとる。 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 飲み込んだ場合、無理して吐かせない。 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗う。 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗う。 皮膚（又は毛髪）に付着した場合、直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除く。 ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受ける。 飲み込んだ場合：直ちに医師の診断、手当てを受ける。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受ける。 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受ける。 【保管】 容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管する。 【廃棄】 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託する。	

図5. 4 危険性及び有害性等の情報提供の事例2

5. 2 リスクアセスメント結果の情報の提供

本来、リスクアセスメントは、作業対象となる建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等のリスクについて、その作業を行う事業者が作業前に行うべきものであり、そのために必要な情報の提供を元方事業者に求めている。また、元方事業者はリスクアセスメントとその結果に基づく措置を行った場合には、その残留リスク情報を文書で作業開始前に関係請負人に提供しなければならない。

このリスクアセスメントとその結果にもとづく措置の情報の提供は、「製造業元方指針」第2の8に、機械等を使用させて作業を行わせる場合に関して示されている。(図5. 5)

化学会社は元方事業者としてこの情報提供の義務がある。

同時に、化学会社は、事業場構内のすべての作業を把握しうる注文者として、各作業を実施する元請事業者に対し、近接した作業の通知と、安全上影響を及ぼす可能性と対策措置（隔離養生等や作業時間の連絡調整事項を含む）や残留リスクに関して情報を提供する必要がある。

元請事業者はその情報を加味し、自らが行う作業のリスクアセスメントを実施し、その結果に基づく措置をした上で、更に下請事業者に残留リスクを伝え保護具の使用などの指導をする必要がある。

2. 8 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置

元方事業者は、関係請負人に自らが管理権原を有する機械等を使用させて作業を行わせる場合には、当該機械等について、法令上の危害防止措置が適切に講じられていることを確認するとともに、当該機械等について[安衛法第28条の2第1項](#)に基づく調査等を実施した場合には、リスク低減措置を実施した後に見込まれる残留リスクなどの情報を当該関係請負人に対して提供すること。

また、当該機械等の定期自主検査、作業開始前点検等を当該関係請負人に確実に実施させるとともに、定期自主検査の結果、作業環境測定結果の評価、労働者の特殊健康診断の結果等により、当該機械等の補修その他の改善措置を講じる必要がある場合は、当該関係請負人に必要な権限を与え改善措置を講じさせるか、又は元方事業者自らが当該関係請負人と協議の上、これを講じること。

3. 6 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置

関係請負人は、別の関係請負人に自らが管理権原を有する機械等を使用させて作業を行わせる場合には、当該機械等について、法令上の危害防止措置が適切に講じられていることを確認するとともに、当該機械等について[安衛法第28条の2第1項](#)に基づく調査等を実施した場合には、リスク低減措置を実施した後に見込まれる残留リスクなどの情報を当該別の関係請負人に対して提供すること。

また、当該機械等の定期自主検査、作業開始前点検等を当該関係請負人に確実に実施させるとともに、定期自主検査の結果、作業環境測定結果の評価、労働者の特殊健康診断の結果等により、当該機械等の補修その他の改善措置を講じる必要がある場合は、当該別の関係請負人に必要な権限を与え改善措置を講じさせるか、又は当該関係請負人自らが当該別の関係請負人と協議の上、これを講じること。

図5. 5 リスクアセスメント結果の情報提供